

令和元年度由布市湯布院地区交通社会実験業務委託 契約候補者選定に係るプロポーザル実施要領

1. 目的・趣旨

由布市では、「連携」と「協働」、「創造」と「循環」を基本理念に掲げて、第二次総合計画に基づき、まちづくりの目標である『地域自治を大切にしたい住み良さ日本一のまち・由布市』の実現に向けて、各施策を展開してまちづくりに取り組んでいる。

また、第二次総合計画の第五期実施計画の中では、6つのテーマを掲げており、その一つ「地域を知り、表現するまちづくり」の目標として、多様な交流と情報発信の促進を目的とし、平成23年度に策定した「由布市観光基本計画」の中でも、観光インフラ整備をはじめ、観光交通及び二次交通アクセス整備などを基本戦略として位置付けている。

現在、これらの目標を達成するために、平成28年度から5年間に渡って、社会資本総合整備計画を実施しており、「由布市（滞在型・循環型保養温泉地）再構築計画」に基づき、施策を展開しているところである。

今回の社会実験事業は、その効果促進事業に当たり、由布院盆地内の交通渋滞の緩和を目的としている。また、人や自転車を中心とした遅い交通による由布院盆地内のアクティビティの拡大とモビリティ環境の向上を図ることで、社会資本総合整備計画における計画目標の実現と効果の促進を目指した交通社会実験の円滑な実施、さらに実験結果の検証による今後の由布院盆地内の二次交通サービスの方向性を示すことが最大の目的である。

具体的には、由布院盆地内の二次交通として普通自転車のほか、さまざまな身体状況に対応した新たなレンタサイクルの需要の可能性と走行環境の安全性や快適性の実証実験を行うものである。

そのため、受託者には、まちづくりや道路・交通分野等に関する豊富な知識や専門的技術、現状を正確に把握し分析する能力、企画提案力、レンタサイクル事業者や利用者等の意見をとりまとめ調整する能力が求められることから、公募型プロポーザルにより選定するものである。

2. 契約の概要

- (1) 業務名称：令和元年度由布市湯布院地区交通社会実験業務
- (2) 業務内容：別紙「令和元年度由布市湯布院地区交通社会実験業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和2年3月27日（金）まで
- (4) 委託料上限額：6,925,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) その他：本実施要領に定めのない事項については、協議の上、定めることとする。

3. 問い合わせ・書類提出先

由布市役所 商工観光課 商工観光係 担当：福山、興梠

住所 〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所本庁舎新館2階

電話 (代表) 097-582-1111 (内線2263)

(直通) 097-582-1304

FAX 097-582-1361

メール shoko@city.yufu.oita.jp

4. 参加資格

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有する団体であること。
- (2) 日本国内に本店、または支店営業所等を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4に該当しない者。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 公告の日から選定の日までの間において、由布市が発注する建設工事等の契約に係る競争入札参加資格者の指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 由布市が行う公共事業等からの暴力団等排除措置要綱（平成25年2月26日由布市告示第18号）に基づく排除措置期間中でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (8) 2つの事業者が共同事業者（共同企業体）を結成して申請する場合は、次の全ての要件を満たすこと。
 - ①各構成員が上記（2）～（7）に示す要件を満たすこと。
 - ②上記（1）に関しては、構成員のどちらかが要件を満たすこと。
 - ③各構成員は、本プロポーザルに参加する他の共同事業者（共同企業体）の構成員及び参加者になっていないこと。
- (9) 平成20年度以降に、同種業務に関し、下記の①から③のいずれかの受託業務実績又はそれに準ずる実績（協力会社を含む）があること。
 - ①交通状況や渋滞の緩和などに関する調査、検討、社会実験等業務
 - ②レンタサイクルに関する調査、検討、社会実験等業務
 - ③交通とモビリティ環境に関する調査、検討、社会実験等業務
- (10) 予定管理技術者は、平成20年度以降、上記（9）の同種業務又はそれに準ずる業務の実績を1件以上有する者とする。

5. 選定スケジュール

内容		実施期間
①	実施要領等の公表	令和元年 6月 6日 (木)
②	参加申込書提出期間	令和元年 6月 6日 (木) から 令和元年 6月 18日 (火) 午後5時まで
③	質問書受付期間	令和元年 6月 6日 (木) から 令和元年 6月 14日 (金) 午後5時まで
④	質問書回答	令和元年 6月 17日 (月)
⑤	企画提案書及び見積書提出期間	令和元年 6月 6日 (木) から 令和元年 7月 5日 (金) 午後5時まで
⑥	プレゼンテーション実施	令和元年 7月 10日 (水)
⑦	選定結果の通知・公表	令和元年 7月 16日 (火)
⑧	契約締結	令和元年 7月中旬予定

※公表方法は、由布市ホームページへの掲載とする。

※上記のスケジュールは変更となる可能性がある。また、変更後のスケジュールは由布市ホームページで随時公開する。

6. 質問受付・回答

(1) 質問期間

令和元年6月6日(木)から令和元年6月14日(金)午後5時まで。

(2) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に、質問書(質問様式第1号)により、電子メールにて受け付ける。電子メール：shoko@city.yufu.oita.jp

なお、質問は参加申込書、提案書等の記載方法、仕様書の内容等に関するものに限るものとし、内容は簡潔な文章とすること。

また、提出時には必ず商工観光課まで送信した旨の電話をすること。

由布市役所 商工観光課 電話：097-582-1111(内線2263)

(3) 回答

全ての質問に対する回答は、質問回答書(質問様式第2号)により、由布市ホームページに掲載する。なお、質問した者については公表しない。

7. 参加申込書の提出

プロポーザルへの参加申込者は、次の書類を提出すること。ただし、大分県及び由布市入札参加資格者名簿に登録されている事業者は、下記④～⑥不要である。また、共同事業者を結成した事業者は、下記⑦と⑧も提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は、企画提案書等の提出期限までに参加辞退

届（参加様式第4号）を提出すること。辞退しても、今後不利な扱いを受けることはない。

(1) 提出書類（各1部）

- ①参加申込書（参加様式第1号）
- ②会社概要が分かる書類（任意様式、パンフレット可）
- ③本業務と類似する業務又は同等程度の履行実績が分かる書類（参加様式第2号）
- ④暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する誓約書（参加様式第3号）
- ⑤財務諸表（直近事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ⑥納税証明書（法人住民税、固定資産税、国税）申込日から3ヵ月以内に発行されたもの。
- ⑦共同事業者協定書の写し（任意様式）
- ⑧代表者への代表権委任状（任意様式）

(2) 提出期間 令和元年6月6日（木）から令和元年6月18日（火）午後5時まで。

(3) 提出方法 持参、郵送（必着）で提出

(4) 提出場所

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所本庁舎新館2階

由布市役所 商工観光課 商工観光係 まで

8. 企画提案書の提出

(1) 提出書類（各1部）

- ①企画提案書提出届（参加様式第5号）
- ②企画提案書（参加様式第6号）
- ③交通社会実験のイメージを示した平面図又はパース等（任意様式）
- ④工程表（参加様式第7号）
- ⑤実施体制調書（参加様式第8号）
- ⑥予定管理技術者業務実績調書（参加様式第9号）
- ⑦参考見積書（任意様式、押印不要）※提案する実施項目の費用毎に内訳を明記
- ⑧その他、プレゼンテーションに使用する資料（任意様式）

(2) 提出期間 令和元年6月6日（木）から令和元年7月5日（金）午後5時まで。

(3) 提出方法 持参、郵送（必着）で提出

(4) 提出場所

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地 由布市役所本庁舎新館2階

由布市役所 商工観光課 商工観光係 まで

(5) その他

- ①提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

- ②提案書提出後において、記載された内容の追加及び変更は認めない。
- ③特別な理由なく提出期限に遅れた場合は、失格となる。
- ④提案書の作成にかかる費用は、参加者の負担となる。

9. プレゼンテーションの実施について

参加者には、別途時間や場所など通知する。プレゼンテーション中、審査する本市選定委員会よりヒアリングを求めることがある。なお、プレゼンテーションに係る諸費用は参加者の負担とする。

- (1) 実施日 令和元年7月10日(水)午前中 ※予定
- (2) 出席者 3名以内とする。
- (3) 実施時間 30分以内とする。(提案書説明20分、質疑応答10分程度)
- (4) 設営 パソコンを使用する場合は、事前連絡の上、提案者が準備すること。ただし、プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーンは本市にて用意する。
- (5) その他 プレゼンテーションの順番は、提案書の受付順とする。

10. 選考および採用決定について

- (1) はじめに

本プロポーザルは、提出された提案書およびプレゼンテーションを基に内容を審査し、選定委員の評価点が最も高い事業者を委託契約候補者、また、次者を1者それぞれ選定する。但し、最高点を得た者が複数いた場合、選定委員会の多数決により選定することとする。

また、各選定委員の平均点数が60点以上に達していない場合は、委託契約候補者として選定しない。

- (2) 選定委員会

選定は「令和元年度由布市湯布院地区交通社会実験業務委託に係る契約候補者選定委員会」において審査する。

なお、各選定委員名については、契約締結後まで明らかにしないものとする。

- (3) 評価基準及び配点

別紙「評価基準」による。

- (4) 選定過程の非公開

選定委員会は、非公開とする。また、選定結果及び選考内容についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

- (5) 参加者の欠格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ①提出書類に虚偽の記載があった場合

- ②本実施要領に違反があった場合
 - ③公正に欠いた行為があったとして選定委員会が認めた場合
 - ④提出書類に不備や錯誤があり、選定委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。
 - ⑤正当な理由なくプレゼンテーション及びヒアリングに応じなかった場合。
 - ⑥公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。
 - ⑦その他、選定委員会が不相当と認めた場合。
- (6) 選定結果の通知・公表
- 選考結果は、全参加者へ書面により通知する。併せて、由布市ホームページにて、契約候補者名を公表する。

1 2. 契約について

市は、契約候補者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、改めて仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴収し、随意契約の方法により契約を締結する。

ただし、契約候補者が上記欠格事項に該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

1 3. 個人情報保護及び守秘義務

- (1) 由布市個人情報保護条例に基づき、本業務に係る個人情報を適切に行うこと。
- (2) 本業務により取得した個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すこととする。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、本業務終了後も同様とする。

1 4. その他

- (1) 業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。(一括再委託禁止)
- (2) 参加者が1者であっても、本プロポーザルを実施し、審査の結果、選定委員の平均得点が60点以上を超える点数の場合は、当該参加者を契約候補者として選考する。
- (3) 提出された書類等は、由布市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (4) 市は、提出された企画提案書を、本プロポーザルの選定以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 提出書類の著作権は提出者に帰属する。ただし、由布市が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 業務の実施にあたっては、同時期に実施予定の由布院駅前広場・駅前線改良工事と十分に調整を図るものとする。